

恩賜
社会福祉法人財団神奈川県同胞援護会
役員等報酬規程

平成14年10月 1日
神同援規程第17号
平成20年 3月25日一部改正
平成22年 4月20日一部改正
平成29年 6月15日一部改正
令和 元年 9月 6日一部改正
令和 2年 6月25日一部改正

(目的)

第 1条 この規程は、社会福祉法人恩賜財団神奈川県同胞援護会（以下「本会」という。）の評議員および役員の本会業務に係る報酬等に関し必要な事項を定める。

(評議員の報酬)

第 2条 評議員が次の会議等に出席したときは、次に定める報酬を支払うものとする。

- (1) 評議員会に出席した場合、1回につき 20,000 円
- (2) その他評議員として職務に従事した場合、1回または1日につき 10,000 円

(常勤役員の報酬)

第 3条 常勤役員（所定週平均3日以上職務に従事する者をいう。以下同じ。）については、次に定める報酬を支払うものとする。

- (1) 会長 専ら法人の業務に携わる場合 月額 300,000 円
施設長を兼ねる場合 月額 50,000 円
- (2) 常務理事 専ら法人の業務に携わる場合 月額 250,000 円
施設長を兼ねる場合 月額 30,000 円
- (3) 理事 施設長を兼ねる場合 月額 10,000 円

2. 前項の規定にかかわらず、専ら法人の業務に携わる会長および常務理事の報酬は、本人からの申し出により減額することができる。

3. 第1項に該当する役員のうち専ら法人の業務に携わる会長および常務理事に対し、次により賞与、出張旅費および通勤手当を支払うことができるものとする。

- (1) 賞与は夏季および冬季の2回とし、その額はそれぞれ報酬月額に相当する額とする。また、その支払い方法は職員の例によるものとする。
- (2) 出張旅費および通勤手当の額および支払方法については職員の例によるものとする。

4. 常勤役員が施設長を兼ねる場合、その報酬については、施設長としての賞与の算定には含めないものとする。

(非常勤役員の報酬)

第 4 条 非常勤役員（常勤役員に比べ勤務日数・時間等が少ない者をいう。以下同じ。）が次の会議等に出席したときは、次に定める報酬を支払うものとする。

(1) 理事会に出席した場合、1 回につき 10,000 円

(2) 監事が決算および業務執行上の必要により監査を行った場合、1 回または 1 日につき 15,000 円

(3) その他本会の業務に従事した場合、1 回または 1 日につき 10,000 円

2. 前項の規定にかかわらず、会長職にあるものは、月額 300,000 円支給するものとする。

(交通費)

第 5 条 評議員および非常勤役員が第 2 条および第 4 条に規定する会議等に出席する場合は、交通費を支払うものとする。

2. 交通費の計算方法は、居住地の最寄駅（バス停含む）から開催場所までの往復の運賃実費とする。

(源泉徴収)

第 6 条 第 2 条および第 4 条で支払う報酬については、所得税法の規定に基づく、源泉徴収を行うものとする。

(改廃)

第 7 条 この規程は、評議員会の決議をもって改正することができる。

附則

この規程は、平成 29 年 6 月 15 日から施行する。ただし、月額報酬については平成 29 年 7 月 1 日から適用するものとする。

附則

この規程は、令和元年 9 月 6 日から施行する。

附則

この規程は、令和 2 年 6 月 25 日から施行し、令和 2 年 7 月 1 日から適用する。